

## 付議案第 3 号

### 福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 2 月 3 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

#### 理由

本件は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を見据え、随時利用者が所有する電子機器で電子書籍を貸出等ができる電子図書館のサービスを開始することに伴い、福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

### 福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市総合図書館条例施行規則（平成 8 年福岡市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項中「図書資料等」の次に「(電子書籍(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であって、インターネットにより利用が可能なもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。以下同じ。)を除く。)」を加え、同条第 3 項中「図書資料」の次に「(電子書籍を除く。)」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市内に居住し、勤務し、又は在学する者は、電子書籍の個人貸出を受けることができる。

第 28 条第 1 項第 1 号中「図書資料」の次に「(電子書籍を除く。)」を加え、同項中

第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 電子書籍の貸出は、登録利用者1人につき3冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

附 則

この規則は、令和3年3月3日から施行する。

福岡市総合図書館条例施行規則（平成8年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則案  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(図書資料等の貸出対象者)</p> <p>第24条 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の個人貸出を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの(以下「団体」という。)は、総合図書館(分館を除く。)の図書資料_____の団体貸出を受けることができる。 (貸出冊数及び期間)</p> <p>第28条 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときの貸出期間は、この限りでない。</p> <p>(1) 図書資料_____の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(図書資料等の貸出対象者)</p> <p>第24条 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等(電子書籍(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であって、インターネットにより利用が可能なもののうち、<u>図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。以下同じ。)</u>を除く。)の個人貸出を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市内に居住し、勤務し、又は在学する者は、電子書籍の個人貸出を受けることができる。</u></p> <p>4 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの(以下「団体」という。)は、総合図書館(分館を除く。)の図書資料<u>(電子書籍を除く。)</u>の団体貸出を受けることができる。 (貸出冊数及び期間)</p> <p>第28条 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときの貸出期間は、この限りでない。</p> <p>(1) 図書資料<u>(電子書籍を除く。)</u>の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。</p> <p>(2) <u>電子書籍の貸出は、登録利用者1人につき3冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案（概要）

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を見据えて、来館不要で 24 時間 365 日、利用者が所有する電子機器で電子書籍を検索・予約・貸出できるサービスを開始することに伴い、福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正するもの。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 電子書籍の定義

電子書籍とは電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により記録された文字、映像又は音であって、インターネットにより利用が可能なもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。

#### (2) 電子書籍の貸出対象者

福岡市内に居住又は市内に勤務・在学している個人利用者

#### (3) 電子書籍の貸出冊数及び期間

	電子書籍	【参考】図書資料(電子書籍を除く。)
貸出冊数	登録利用者 1 人につき 3 冊	登録利用者 1 人につき 10 冊
貸出期間	貸出をした日の翌日から起算して 2 週間以内	

### 3 施行期日

令和 3 年 3 月 3 日から施行する。